

## 愛知県商工会議所連合会会員事業主のみなさまへ

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

職業安定行政の運営につきましては 平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県における現下の雇用情勢は、平成 26 年 5 月の有効求人倍率が 1.57 倍となり 4 か月連続で前月を上回るなど、一部に厳しさがみられるものの着実に改善が進み、労働力需給が逼迫する分野も広がってまいりました。

こうした中、非正規雇用労働者は穏やかながら増加傾向にあり、平成 26 年 5 月の総務省「労働力調査」によれば、雇用者全体に占める非正規雇用労働者の割合は 36.6% (1,921 万人) となっており、将来の社会保障制度の運営に大きな影響を与える恐れがあります。

また、正社員を希望しながらやむなく非正規雇用労働者として働いている者の割合は、非正規雇用労働者全体の 18.9% (平成 26 年 1~3 月期平均) となっており、こうした非正規雇用労働者については、正社員雇用の労働者と比べ雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい、セーフティネットが不十分等の課題があります。

今後、少子高齢化が進み労働力人口の減少が懸念されるなか、愛知労働局としましても労働者が将来に希望を持ち安心して生活を送ることができるよう、正社員雇用を希望する非正規雇用労働者の正社員雇用化を進めるため、助成金制度の活用による支援を始めとして種々の取組を積極的に実施しているところです。

事業主のみなさまにおかれましても、企業において良質な人材を確保するために正社員として雇用・育成・活用していく発想を持っていただくことが重要であると考えております。これらの趣旨を十分にご理解いただき、今後とも一層の御協力を賜りますとともに、非正規雇用労働者の正社員転換等の積極的な取組みが行われますよう格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

愛知労働局

### ☆ 非正規雇用労働者の処遇や職場環境の改善に活用できる助成金

- 正規雇用等へ転換または派遣労働者を直接雇用する場合  
【キャリアアップ助成金 I 正規雇用等転換コース】
- 職業訓練等により人材育成を図る場合  
【キャリアアップ助成金 II 人材育成コース】
- 賃金水準の向上等を図る場合  
【キャリアアップ助成金 III 処遇改善コース】
- 法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ 4 人以上実施する場合  
【キャリアアップ助成金 IV 健康管理コース】
- 短時間正社員に転換または短時間正社員として新たな雇入れを行う場合  
【キャリアアップ助成金 V 短時間正社員コース】
- 短時間労働者の週所定労働時間の延長を行う場合  
【キャリアアップ助成金 VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース】

【お問い合わせ先：最寄りのハローワーク又はあいち雇用助成室第 1 係 052-688-5758】

### ☆ 安定就業を希望する未経験者等を雇入れる場合に活用できる奨励金

- ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する場合 【トライアル雇用奨励金】

【お問い合わせ先：最寄りのハローワーク又はあいち雇用助成室第 2 係 052-219-5519】

詳しくは「雇用関係助成金」で検索してください  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/>

雇用関係助成金

検索